

長岡京市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成9年長岡京市条例第5号。以下「条例」という。）及び長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成9年長岡京市規則第38号。以下「規則」という。）の規定に基づき、事業系一般廃棄物の発生抑制、再生利用等を図ることにより事業系一般廃棄物の減量化及び再資源化を推進することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(事業用大規模建築物の所有者の範囲)

第3条 条例で規定する事業用大規模建築物の所有者とは、その建築物に対し民法上の所有権を有するものとする。ただし、次に掲げる者を条例第11条に規定する所有者とみなすことができる。

- (1) 事業用大規模建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合は、事業用大規模建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
- (3) 事業用大規模建築物の全部を賃借その他の理由により、事実上占有している者
- (4) 事業用大規模建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理にとどまらず、当該建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

(減量計画書)

第4条 規則第3条に規定する事業系廃棄物減量計画書（以下「計画書」という。）の内容に変更が生じた場合、変更後の計画書を速やかに市長に提出するものとする。

(廃棄物管理責任者の選任)

第5条 事業用大規模建築物の所有者は、1の事業用大規模建築物につき1名の廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

2 前項に規定する選任にあたっては、廃棄物管理責任者が、同時に複数の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、その業務を遂行するにあたり、特に支障がないと認められるときは、この限りでない。

3 廃棄物管理責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 事業系廃棄物減量計画書の作成に関すること。
- (2) 事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理の方法等の把握に関すること。
- (3) 事業系一般廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進による減量のための啓発及び指導に関すること。

(4) 事業系一般廃棄物の減量化、再資源化及び適正処理に係る市との連絡事務に関する
こと。

(立入調査)

第6条 条例第32条に規定する立入調査は、計画書等の審査及び乙訓環境衛生組合が実施する展開検査の内容に基づき、必要に応じて行うものとする。

(指導及び勧告)

第7条 条例第33条の規定に基づき必要な指導及び勧告を受けた所有者等は、その指導及び勧告に従い必要な措置を講じるとともに、措置を講じたときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(公表)

第8条 条例第34条に規定する公表は、次に掲げる事項について長岡京市広報に掲載することにより行う。

- (1) 建築物の名称及び所在地
- (2) 所有者等の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）及び住所（法人にあつては主たる事業所の所在地）
- (3) 廃棄物管理責任者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）
- (4) 勧告の内容
- (5) 勧告書の交付日及び必要な措置を講じる期限
- (6) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。